省　令

○総務省令第四十六号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第四号チ中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第六号

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　外務大臣　岸田　文雄

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成十五年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「事業」の下に「（以下「貿易等に関する事業」という。）」を加える。

第三条第一項本文中「者」の下に「（以下「交付申請者」という。）」を加え、同条同項第二号から第八号までの規定中「申請者」を「交付申請者」に改め、同条第二項中「次条」を「第四条」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外務大臣は、交付申請者が第四条各号のいずれにも該当しないこと又は貿易等に関する事業に従事することを確認するため、交付申請者又は当該交付申請者を雇用する事業主その他の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第四条中「商用渡航カードの交付を受けようとする者」を「交付申請者」に改める。

第五条中「申請者」を「交付申請者」に改め、「該当しない」を「該当せず、かつ、貿易等に関する事業に従事するものとして、外務大臣が定める交付の要件に該当する」に改める。

第六条第二項中「商用渡航カードの交付を受けようとする者」を「交付申請者」に改める。

第七条、第八条第二項及び第十条第二項中「三年」を「五年」に、「申請者」を「交付申請者」に改める。

第十一条の見出し中「毀損」を「損傷」に改め、同条第一項中「、又は」を「若しくは」に、「、若しくは」を「又は」に、「毀損」を「損傷」に改め、同条第二項中、「紛失し又は」を「紛失し若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「毀損」を「損傷」に改め、同項中「遅滞なく、」の下に「その旨を」を加える。

第十二条第二項中「する者」の下に「（以下「交付申請者」という。）」を加え、「もの」を「者」に、「事業主の職員又は申請者」を「事業主又は当該届出を行った者」に、「申請者」及び「する者」を「交付申請者」に、「三年」を「五年」に、「し、又は」を「若しくは」に、「、若しくは」を「若しくは」に、「焼失した」を「焼失又は著しく損傷した」に改める。

第十三条第二号中「商用渡航カードの交付を申請した者」を「交付申請者」に改める。

第十五条中「該当し、又は」を削り、「であって、」を「又は貿易等に従事する事業に従事しないことが判明した場合その他」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（有効期間に関する経過措置）

2　この省令による改正前のアジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令第七条に規定する商用渡航カードの有効期間については、なお従前の例による。

○財務省令第三十五号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二十七条」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に改め、「（第二十八条により貸付期日の延長が行われた場合には、延長後の貸付期日）」を削り、同条に次の各号を加える。

一　起債前貸等（次号に掲げるものを除く。）　第二十七条に定める貸付期日（第二十八条により貸付期日の延長が行われた場合には、延長後の貸付期日）

二　第二十八条の二により翌年度に運用すると決定された普通地方長期資金等に係る起債前貸等　同条に定める貸付期日

別紙第十一号の二書式付表を次のように改める。

付表

事業毎の金利選択一覧

事業名	借入金の金利方式の選択					
	固定金利方式	利率見直し方式				
		5年毎	10年毎	15年毎	20年後	30年後
Ⅰ　一般会計債						
1　公共事業等						
2　公営住宅建設事業						
3　災害復旧事業						
4　学校教育施設等整備事業						
5　一般廃棄物処理事業						
6　一般補助施設整備等事業						